

平成 27 年 12 月 17 日

各いきいき支援センター長 様
各居宅介護支援事業所 管理者 様

名古屋市健康福祉局
高齢福祉部地域ケア推進課長

予防給付利用者にかかる新しい総合事業の事前説明について

平成 28 年 6 月より新しい総合事業を開始するところですが、このことについての予防給付利用者に対する事前説明につきまして、次のとおり実施していただきますようお願いいたします。

1 事前説明対象者

予防給付利用者（要支援者で、介護予防支援を受けている者）

2 事前説明実施者

（1）1 の事前説明対象者のうち、2（2）以外の者に対する事前説明は、いきいき支援センターが実施する。

（2）1 の事前説明対象者のうち、いきいき支援センターから介護予防支援事業の一部の委託を受けている居宅介護支援事業所（以下「委託居宅」という。）により、介護予防支援の一部を実施されている者に対する事前説明は、当該介護予防支援の一部を実施している委託居宅が実施する。

3 説明時期

平成 28 年 1 月～3 月の 1 の事前説明対象者に対するモニタリング実施時

4 説明方法

別添のチラシ（2 種類）を利用者へ渡し、チラシにそって説明する。

5 チラシの配付

（1）いきいき支援センター

平成 27 年 12 月 21 日、22 日又は 24 日に区役所福祉課に配送されます。区役所福祉課より連絡がありましたら、チラシを区役所でお受け取りいただきますようお願いいたします。

また、委託居宅へ5（2）にありますとおりにお渡しください。

なお、チラシが不足する場合はいきいき支援センターから地域ケア推進課へ相談してください。

（2）委託居宅

事前説明を行うまでのいきいき支援センター開設日にいきいき支援センターで事前説明での必要数（対象者分）をお受け取りください。

※上記によらず、いきいき支援センターから郵送により配付させていただくことがありますので、その場合は郵送によりお受け取りください。

（ 地域ケア推進課 野口、丹羽
電 話 052-972-2549
F A X 052-955-3367 ）

平成28年6月から



介護保険制度の改正により

新しい総合事業が始まります!

平成28年6月から、介護予防・日常生活支援総合事業(以下「新しい総合事業」といいます。)が始まります。

これまで、要支援者の方の訪問介護や通所介護のサービスは、全国一律の基準により提供してきましたが、新しい総合事業では、多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、これまでと同様のサービスに加え、多様な担い手による新しいサービスを提供します。

また、要支援者になるおそれのある方等が利用していた従来の介護予防事業の内容もあわせて見直し、より効果的に事業を行っていきます。

新しい総合事業では、要支援者の方や要支援者になるおそれのある方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」があり、皆さまの介護予防と日常生活の自立に向けた支援を行います。

介護予防・生活支援サービス事業とは?

要支援1・2の方と基本チェックリスト(日常生活や心身の状態を確認する25項目の質問等)で事業の対象者と判定された方が利用できます。

介護予防・生活支援サービス事業 (名古屋市のサービス)

予防給付
(全国一律のサービス)

訪問介護
(ホームヘルプ)

【予防専門型】(従来と同じサービス)
既存の訪問介護事業所による身体介護や生活支援

【生活支援型】
NPO、民間事業者等による掃除・洗濯等の生活支援

【地域支えあい型】
住民ボランティアによるゴミ出しや電球の交換等、日常のちょっとした困り事についての生活支援

通所介護
(デイサービス)

【予防専門型】(従来と同じサービス)
既存のデイサービスセンターでの機能訓練や入浴、食事の介護等

【ミニデイ型】
デイサービスセンター等での「なごや介護予防・認知症予防プログラム」による機能訓練

【運動型】
デイサービスセンターやフィットネスクラブ等での、転倒を予防し、足腰の筋力を保つための軽い運動

上記のほかに生活支援サービスとして、栄養改善や安否確認を目的とした自立支援型配食サービスがあります。

一般介護予防事業とは？

65歳以上のすべての方が利用できます。保健所や福祉会館等で介護予防の知識を学び、地域の身近な場所で介護予防の活動を継続できるよう支援します。

高齢者サロン

高齢者の方が身近な場所で集える場(サロン)を増やします。
(サロンの開設や運営の支援を行います。)

いきいき教室

保健所等で、専門職による介護予防に関する講演や教室を開催します。

認知症予防教室

福祉会館で、認知症予防に役立つ知識や活動を普及啓発するとともに、地域で活躍するリーダーの養成を行います。

高齢者はつらつ 長寿推進事業

コミュニティセンター等で、レクリエーションなどを通じ、仲間づくりの支援を行います。

新しい総合事業の利用の流れ

いきいき支援センター又は区役所・支所にご相談ください。
(介護保険制度と新しい総合事業についてご説明します。)

非該当

基本チェックリストにより判定

(必要に応じて認定申請をご案内することがあります。)

該当

要支援・要介護認定申請

介護予防・生活支援
サービス事業対象者
(事業対象者)

非該当
(事業対象者の場合)

要支援
1・2

要介護
1～5

いきいき支援センター等がケアプランを作成
(介護予防ケアマネジメント)

いきいき支援センター等が
ケアプランを作成

ケアマネジャーが
ケアプランを作成

一般介護予防事業

介護予防・生活支援
サービス事業
(訪問・通所サービス等)

介護予防サービス
(訪問看護、
福祉用具貸与等)

施設サービス
居宅サービス
地域密着型サービス

発行

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課
名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課

TEL 972-2591 FAX 972-4147
TEL 972-2547 FAX 955-3367



平成28年1月発行

このチラシは古紙パルプを含んだ再生紙を使用しています。

【要支援者の方へ】新しい総合事業への移行について

新しい総合事業への移行

- 平成 28 年 6 月から、現在ご利用中の「訪問介護（ホームヘルプサービス）」と「通所介護（デイサービス）」が「新しい総合事業」へと、順次移行します。
- 上記のサービスは、要支援認定を受けなくても、基本チェックリストにより、「新しい総合事業」の対象者（以下「事業対象者」といいます。）と判定されると、ご利用いただくことができます。この判定は、要支援認定より簡易であり、その日のうちに結果をお知らせします。
- 上記以外のサービス（訪問看護、福祉用具貸与等）をご利用いただく場合は、これまでと同様、要支援認定を受ける必要があります。

<平成 28 年 5 月まで>

【介護予防給付】
（対象：要支援者）
訪問看護、福祉用具貸与等
訪問介護、通所介護

【介護予防事業】
・一次予防事業
・二次予防事業

<平成 28 年 6 月から>

【介護予防給付】
（対象：要支援者）
訪問看護、福祉用具貸与等

【介護予防・生活支援サービス事業】
（対象：**事業対象者**、要支援者）

訪問サービス、通所サービス
生活支援サービス（配食）

【一般介護予防事業】
（対象：すべての高齢者）
高齢者サロン、いきいき教室など

新しい総合事業

※移行後も、必要と認められる場合は、現行と同等のサービスをご利用いただくことができます。

移行対象の方

- ・訪問介護又は通所介護をご利用の要支援1・2の方

手続き時期

- ・平成28年4月以降の要支援認定更新時期に、担当のケアマネジャーが新しい総合事業の利用手続きについてご説明のうえ、必要な手続きのお手伝いを行います。手続き後、新しい総合事業のサービスをご利用いただくことができます。

※なお、平成28年6月以降であれば、ご希望に応じて要支援認定更新時期より前に手続きを行い、新しい総合事業のサービスを利用することができます。

→ あなたの手続き時期は 年 月です。

移行手続き

- ・「基本チェックリスト（※）による判定」または要支援認定の更新申請の手続きが必要です。
- ・訪問サービス、通所サービスのみをご利用いただく場合は、新しい総合事業のケアプランに関する書類の提出等が必要です。
- ・いきいき支援センター等がケアプランを作成した後、新しい総合事業のサービス提供事業所と新たにサービス利用契約を締結する必要があります。

※ 基本チェックリスト

日常生活の状況や足腰の状態、栄養状況、お口の状況、閉じこもりや物忘れの有無、最近2週間の気持ちなど、25項目の質問により心身の状態を確認するとともに、日常生活活動を把握するため、13項目の質問をします。